

中国四国防衛局達第 6 号

改正 平成 31 年 4 月 26 日中国四国防衛局達第 15 号

中国四国防衛局の年度業務計画に関する達を次のように定める。

平成 23 年 3 月 31 日

中国四国防衛局長 辰己 昌良

中国四国防衛局の年度業務計画に関する達

(目的)

第 1 条 この達は、中国四国防衛局における年度業務計画の作成に関して、必要な事項を定めるものとする。

(年度業務計画の作成)

第 2 条 年度業務計画は、年度方針及び実施計画をもって構成し、各年度の開始前までに作成するものとする。

(年度方針の作成)

第 3 条 局長は、計画の対象とする年度の前年度の 1 月末日までに年度方針を作成するものとする。

(実施計画の作成)

第 4 条 各部長、防衛補佐官、会計監査官及び各防衛事務

所長（以下「各部長等」という。）は、前条の年度方針に基づいて、関係する他の部、課、課に置かれる室、労務対策官、報道官又は地方防衛事務所（以下「部課等」という。）と協議の上、別記様式第1により実施計画を作成し、局長の承認を得るものとする。

（実施計画の実施）

第5条 各部長等は、実施計画に対する業務の進行の度合及び業務の実施に重大な影響を与える事項等に配慮して、計画とその実施を調整し、実施計画の円滑な実施を図るものとする。

（実施計画の変更）

第6条 各部長等は、実施計画を変更する必要があると認める場合には、必要に応じ関係する他の部課等と協議の上、変更実施計画を作成し、局長の承認を得るものとする。

（実施計画の分析検討、評価の実施）

第7条 各部長等は、実施計画に基づく実施結果について、目標の達成状況等を確認し、その確認結果を分析した

上、客観的かつ厳格な評価を行い、別記様式第2により速やかに局長に報告するものとする。

2 局長は、前項により報告された評価結果等について客観的かつ厳格な評価を行う。

(評価の方法)

第8条 年度業務計画に関する評価は、業務改善に関するガイドラインについて（通達）（防官企第3472号。22.3.25）の定めるところによる。

(改善の実施、普及)

第9条 局長は、第7条第2項の規定により得られた評価結果に基づき、その改善について必要な措置を講じるものとし、併せてその旨を各部長等に周知する。

2 各部長等は、前項の規定により講じられた措置について、翌年度以降の実施計画の作成に反映させるものとする。

(検証)

第10条 局長は、PDCAサイクルによる業務改善に対する定期的な検証を行う。

2 業務改善に対する検証は、中国四国防衛局における行政考査に関する達（平成19年中国四国防衛局達第37号）の定めるところによる。

（委任規定）

第11条 この達の実施に関し必要な事項は、総務部長が定めるものとする。

附 則

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月26日中国四国防衛局達第15号）

この達は、平成31年5月1日から施行する。

別記様式第1（第4条関係）

番号	年度方針に基づく 計画件名	実施要領				達成すべき目標	担当課係	根拠法令	備考
		1／四	2／四	3／四	4／四				

- 注：1 達成すべき目標欄は（1）達成すべき目標、（2）目標を達成するための取組事項を記入。
 2 複数年計画のものは当該年度の位置付けを備考欄に記入。

別記様式第2（第7条関係）

番号		計画件名	実施期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
実 施 結 果 の 概 要				
1		実施方法		
2		目標の達成状況		
3		確認結果の分析		
4		評価（必要性、効率性、有効性）		
5		次年度以降への反映		
6		その他		